

報告第 5 号

専決処分の報告について《公用自動車物損事故（峰山町荒山 R6.2.6）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 5 月 17 日提出

京丹後市長 中山 泰

(別記)

専決第13号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月19日

京丹後市長 中山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市峰山町荒山地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和6年2月6日、学校教育課職員が京丹後市峰山町荒山地内のしんざん小学校敷地内で公用車への荷物の積み込み作業終了後、公用車を後退させたところ、敷地内に停車していた相手方車両に衝突し、損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 421,166円

3 損害賠償の相手方 京丹後市峰山町在住 個人